

令和5年度第1回 旭川市上下水道事業審議会会議録

日時	令和5年6月28日(水) 午後6時00分～午後7時29分
場所	旭川市上常盤町1丁目 旭川市水道局庁舎4階会議室
出席者	<p>○旭川市上下水道事業審議会委員(定数13人) ※五十音順</p> <p>出席 9人 (藍原委員, 岩館委員, 柏葉委員, 後藤委員, 杉村委員, 田畑委員, 中村委員, 成田委員, 山田委員)</p> <p>欠席 4人 (堂垣内委員, 富田委員, 橋本委員, 吉田委員)</p> <p>○水道局 18人 佐藤管理者, 沖本部長, 高橋次長, 松田次長, 多田次長, 伊藤課長, 稲場課長, 田中課長, 山田課長, 原課長, 黒川所長, 平野補佐, 杉山主査, 渡部主任, 村上補佐, 酒井主任, 大口補佐, 石山主査</p>
会議の公開・非公開の別	公開
傍聴者	0人
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 管理者あいさつ 4 委員紹介 5 事務局紹介 6 会議の運営について 7 会長及び副会長の選出 8 諮問 9 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1)協議事項 <ol style="list-style-type: none"> ア. 会議の公開等に関する取扱いについて イ. 水道事業・下水道事業後期財政計画の策定について ウ. 今後の審議会のスケジュール (2)報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ア. 水道料金・下水道使用料の減免制度見直しについて (3)その他 10 閉会
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 旭川市上下水道事業審議会委員名簿 ・資料2 旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例 旭川市上下水道事業審議会規程 ・資料3 旭川市上下水道事業審議会の会議公開等に関する取扱い(案) ・資料4 旭川市水道・下水道ビジョン ・資料5 水道事業・下水道事業 中期財政計画(令和2～5年度) ・資料6 旭川市の水道と下水道はいくらかかっているの? 令和3年度の決算 ・資料7 水道事業・下水道事業 中期財政計画(令和2～5年度)(概要版) ・資料8 運転資金(年度末資金残高)の推移【見込】 ・資料9 後期財政計画の審議内容とスケジュール ・資料10 水道料金・下水道使用料の減免制度見直しについて ・資料11 答申書(抜粋版) <p>(当日配付資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市上下水道事業審議会今後のスケジュール(案) ・福祉タクシー利用料金等助成事業の見直し(案)について

議事内容等	発言者	発言の要旨等
1 開会	事務局	定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第1回上下水道事業審議会を開催いたします。
2 委嘱状交付		(佐藤水道事業管理者から各委員に委嘱状を交付した。)
3 管理者あいさつ	管理者	(佐藤水道事業管理者よりあいさつを行った。)
4 委員紹介		(出席委員全員自己紹介を行った。)
5 水道局職員紹介		(沖本上下水道部長から順に自己紹介を行った。)
6 会議の運営について	事務局	<p>会議の運営についてですが、資料2をご覧ください。</p> <p>当審議会は、「旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例」第9条に基づき設置され、「旭川市上下水道事業審議会規程」に基づき運営いたします。</p> <p>当審議会は委員15人以内をもって組織され、水道事業管理者の諮問に応じ、上下水道事業の運営管理の方針、財政に関することなどについて審議します。</p> <p>審議会の会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができず、議事は出席委員の過半数をもって決めます。</p> <p>なお本日は、堂垣内様、富田様、橋本様、吉田様から欠席の御連絡をいただいておりますが、委員13名中9名出席となっておりますので、審議会規程第5条第2項に基づき、本会議は成立することを報告します。</p>
7 会長及び副会長の選出	事務局	<p>続きまして、会長及び副会長の選出についてですが、上下水道事業審議会規程の第4条により、審議会に会長と副会長を置き、委員の互選により決めることとなっております。</p> <p>選出につきましては、いろいろと方法がございますが、本日初めての顔合わせということで、互選というのも、なかなか難しいと思いますので、事務局案をお示ししたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。</p>
	各委員	(異議なし)
	事務局	事務局案としましては、会長に杉村様、副会長に藍原様をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	各委員	(承認)
8 諮問	管理者	(管理者から審議会会長に「水道事業・下水道事業後期財政計画(令和6～9年度)の策定について」の諮問書が手渡された。)
	事務局	今後、この諮問に基づき、水道事業・下水道事業財政計画について御審議いただき、上下水道事業審議会としての意見をとりまとめ、答申をいただくこととなります。
	事務局	それでは、これより議事に入りますので、これ以降の進行は会長にお願いいたします。

9 議事 (1)協議事項 ア. 会議の公開等に関する取扱いについて	会長	これより議事に入ります。 (1)協議事項 ア. 会議の公開等に関する取扱いについて、事務局より説明願います。
	事務局	資料3「旭川市上下水道事業審議会の会議公開等に関する取扱い(案)」について説明いたします。 (事務局案として、会議の公開、会議開催の事前公表、会議の傍聴等、会議録の作成方法、会議録及び会議資料の公表について説明。)
	会長	会議の公開等に関する取扱いについては、事務局の案のとおりでよろしいでしょうか。 御意見・御質問ございませんか。
	各委員	(なし)
	会長	御質問・御意見がないようですので、「会議の公開等に関する取扱いについて」は事務局から示された内容で決定します。
イ. 水道事業・下水道事業後期財政計画の策定について	会長	イ. 水道事業・下水道事業後期財政計画の策定について、事務局より説明願います。
	事務局	(資料4～9に基づき説明)
	会長	ただいま事務局から説明がありました、「水道事業・下水道事業後期財政計画の策定について」御意見・御質問ございませんか。
	各委員	(なし)
	会長	資料8 運転資金(年度末資金残高)の推移によると、実質と比較すると経営努力によってプラスになる見込とのことでありますが、人口減及び水道管の老朽化などが進行していくなかで、今後の見通しはどのようになっていますか。
	事務局	詳しくは、今回、後期財政計画を策定するなかで、委員の皆さまに提示していきたいと考えていますが、水道事業会計については、前期審議会のなかで説明させていただいたとおり、令和9年度まで資金確保できる料金改定を実施しております。下水道事業会計については、令和6年度までに資金不足になるという見込になってはいますが、回避できる収支見通しを次回以降の審議会で提示していきたいと考えています。
	会長	今後の見通しについて、改めて提示いただけたらとのことで、それを基に委員の皆さまには御審議いただきたいと思っております。
	会長	ほかに、御意見・御質問ございませんか。
	各委員	(なし)
会長	御意見・御質問がないようですので、次の議題に移りたいと思っております。	

ウ. 今後の審議会のスケジュールについて	会長	ウ. 今後の審議会のスケジュールについて、事務局より説明願います。
	事務局	(当日配付資料に基づき説明) 事前に皆さまの日程をお伺いしまして、参加率の高い日程を選択させていただきました。 7月及び8月につきましては、記載されております日程にて、実施予定です。 9月以降につきましても、基本的には、開催の都度、次回の日程をお知らせし、その後正式に通知いたしますので、御理解願います。
	会長	審議会の今後のスケジュールについては、おおよそ1か月に1回は審議会が開催されるわけですが、何か御意見・御質問ございませんか。
	各委員	(なし)
	会長	よろしいでしょうか。 さっそく7月20日に施設見学が予定されているわけですね。 参加の見込状況はいかがでしょう。
	事務局	過半数の方の出席を予定しています。
	会長	審議会の今後のスケジュールについて、何か御意見・御質問ございませんか。
	委員	今回、資料が手元に届くのが遅くて、事前に見るのが大変でした。 日程調整、通知、資料の発送などのタイムスケジュールはどのようになるのでしょうか。
	事務局	今回の会議開催については、通知及び資料送付が大変遅くなり、申し訳ありませんでした。今後については、会議開催の際に、次回の日程を決定し、会議終了後、速やかに開催案内を送付したいと考えています。資料については、会議開催日の1週間前には送付できるよう準備したいと考えています。
	会長	日程については、会議開催時に、次回の会議日程を決め、資料については、会議開催の1週間以上前には配付したいとのことでしたが、よろしいでしょうか。
	委員	(了承)
	会長	ほかに何か御意見・御質問ございませんか。
	(2)報告事項 ア. 水道料金・下水道使用料の減免制度見直しについて	会長
事務局		(資料10, 11に基づき説明)
会長		報告事項ということで、説明いただきました。
事務局		引き続き、障害福祉課から説明をさせていただきます。
会長		減免制度廃止の代替案である福祉タクシー利用料金等助成事業の拡充について、担当部署から説明願います。
福祉保険部		(当日配付資料に基づき説明)
会長		担当部署から、福祉タクシー利用料金等助成事業についての追加説明がございました。 これらを含めまして、この報告事項について、御意見・御質問ございませんか。

	事務局	<p>わかりにくいことがあったかもしれないので、おおまかに説明させていただきます。</p> <p>以前答申いただいたものが資料11となりますが、生活保護世帯と独居高齢者世帯については廃止が妥当という答申をいただいたので、その後どうなったかということについて、今回の審議会で説明させていただきました。2つ目に、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯及び障害者のみの世帯については、関係部局と減免制度の在り方を継続して検討することが妥当であるとの答申をいただいたことから、福祉保険部と検討した結果を説明させていただきました。</p> <p>まず、生活保護世帯及び独居高齢者世帯については、来年4月から激変緩和しながら廃止する予定となっています。生活保護世帯については、保護費に光熱水費が含まれていて重複があったため、独居高齢者世帯については、昨年水道料金改定時に仕組みを見直し、減免の導入根拠を解消したため、今回廃止することになったという報告です。</p> <p>また、特別児童扶養手当受給世帯及び障害者のみの世帯については、減免制度を廃止するのに合わせて福祉タクシーを活用してもらうということを検討し、これから市民意見を伺うという経過報告です。</p>
	会長	ただ今、重ねて報告事項の趣旨を説明していただきましたが、御意見・御質問ございませんか。
	各委員	(なし)
	会長	答申については成立しているが、そのなかで継続して検討する部分があったため、それについて、このような政策をしていくという説明がありました。減免制度が廃止となった世帯についても、段階的に激変緩和の措置をとりながら廃止されていくということです。何か御意見・御質問ございませんか。
	各委員	(なし)
	会長	初めて聞くとわかりにくいかもしれません。前期審議会の答申後、どのようになったかについて説明があったということです。
	会長	さきほどの福祉タクシーについてですが、減免制度の代替案として導入されるということですが、特別児童扶養手当受給世帯についても福祉タクシーは利用できるのでしょうか。
	福祉保険部	利用できます。
	委員	廃止の方向で答申があり、見直し案では廃止が令和6年4月から、代替策は令和6年9月からと記載があります。計画当初から実施時期が延びている経緯があるかと思いますが、令和6年が7年に延期になる可能性はあるのでしょうか。
	事務局	市議会で予算の議決をいただいてからになるため、議決されなかった場合は延期になる可能性があります。
	会長	ほかにございませんか。
	委員	一般会計から補填されているということで、減免廃止の時期が延期になったとしても、水道事業会計には影響しないということでよいのでしょうか。
	事務局	延期になった場合は、一般会計からの繰入金で補填します。
	会長	ほかにございませんか。
	委員	(なし)
(3)その他	会長	その他の部分で委員の皆さまから何かありますか。
	各委員	(なし)
	会長	その他の部分で事務局から何かありますか。
	事務局	(なし)
10 閉会		それでは、本日の会議はこれで終了といたします。